

令和6年12月1日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理事長 三池 真優子

## NSD健康保険組合規約の一部変更について

令和6年12月1日付で当組合規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

### 記

#### 1. 変更理由

- ① 株式会社アートテクノロジーは、平成22年8月6日に設立され、当健康保険組合の設立事業所である株式会社アートホールディングスの連結子会社です。  
資本関係については、株式会社アートホールディングスから100%出資されており、編入条件を満たしているため、当組合の設立事業所として編入させる。
- ② 株式会社アートファイネックスは、平成23年11月1日に設立され、当健康保険組合の設立事業所である株式会社アートホールディングスの連結子会社です。  
資本関係については、株式会社アートホールディングスから100%出資されており、編入条件を満たしているため、当組合の設立事業所として編入させる。
- ③ 株式会社AGMは、令和3年8月2日に設立され、当健康保険組合の設立事業所である株式会社アートホールディングスの連結子会社です。  
資本関係については、株式会社アートホールディングスから100%出資されており、編入条件を満たしているため、当組合の設立事業所として編入させる。

#### 2. 変更内容

第4条中「株式会社アートホールディングス 福井県鯖江市」の次に

「株式会社アートテクノロジー 福井県鯖江市」

「株式会社アートファイネックス 福井県鯖江市」

「株式会社AGM 福井県鯖江市」

を加える。

附則

この規約は、令和6年12月1日から施行する。

以上